

2020年1月吉日

弁護士法人 三宅法律事務所 主催セミナー

暗号資産改正法セミナー

～公表された政令案・内閣府令案・ガイドラインを踏まえて解説～

日 時 2020年2月10日(月) 午後4時30分～午後6時30分
2020年2月14日(金) 午後4時30分～午後6時30分
2020年2月18日(火) 午後4時30分～午後6時30分
2020年2月19日(水) 午後4時30分～午後6時30分
2020年2月21日(金) 午後4時30分～午後6時30分
(受付開始 午後4時15分)

場 所 弁護士法人三宅法律事務所 東京事務所
募集定員 各15名程度(申込者多数の場合は、先着順とさせていただきます。)

参加料 **無料**

申込方法 下記 URL よりお申込みください。

<https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/angoshisan-seminar.html>

なお、同部課からのお申込みは、2名様程度までとさせていただきます。準備の都合上2020年2月3日(月)までにお申込みいただければ幸いです。

講 師 渡邊雅之(弁護士法人三宅法律事務所 パートナー)

【プログラム】

金融庁が2020年1月14日に公表した「令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等」を踏まえて改正法について分かりやすく解説いたします。

1. 暗号資産交換業に係る制度整備

- 暗号資産交換業の登録の申請、取り扱う暗号資産の名称又は業務の内容及び方法の変更に係る事前届出等に関する規定の整備
- 暗号資産交換業者の広告の表示方法、禁止行為、利用者に対する情報の提供その他利用者保護を図るための措置、利用者の金銭・暗号資産の管理方法等、暗号資産交換業者の業務に関する規定の整備
- 取引時確認が必要となる取引の敷居値の引下げ

2. 暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備

- 暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引を業として行う場合における金融商品取引業の登録の申請、業務の内容及び方法の変更に係る事前届出等に関する規定の整備
- 金融商品取引業者等の業務管理体制の整備、広告の表示方法、顧客に対する情報の提供、禁止行為、顧客の電子記録移転権利等の管理方法等、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引を業として行う金融商品取引業者等の業務に関する規定の整備
- 電子記録移転権利等に係る私募の要件、有価証券報告書の提出要件・免除要件、有価証券届出書等の開示内容等に関する規定の整備

3. その他

- 「暗号資産」に関する用語の整理等のほか、投資信託の投資対象、金融機関の業務範囲等の規定の整備
- 金融商品取引業者の自己資本規制における暗号資産の取扱い等に関する規定の整備

会場のご案内



弁護士法人三宅法律事務所東京事務所
〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

有楽町電気ビルディング北館9階

TEL：03-5288-1021（代表）

J R有楽町駅（日比谷口）より徒歩1分

東京メトロ千代田線・日比谷線・

都営三田線日比谷駅（A3出口）より地下で直結

申込のご案内

弊事務所のホームページ 又は こちらの URL よりお申込みください。

三宅法律事務所 セミナー

検索

<https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/angoshisan-seminar.html>

お申込みを受け付けましたら、E-mailにて、後日ご連絡差し上げておりますので必ず返信をご確認ください。

なお、同部課からのお申込みは、2名様程度までとさせていただきますようお願いいたします。

準備の都合上、2020年2月3日(月)までにお申込みいただければ幸いです。

お申し込み多数により、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

企業内弁護士を除く弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、コンサルタント、マスコミの方、学生の方のご参加はくれぐれもご遠慮ください。ご連絡を頂いてもお断りいたします。

ご参加されない場合には、顧問先以外の方には資料は配布いたしませんので、ご了承ください。お飲みものは配布いたしませんので、各自ご持参ください。

ご記入いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。詳細は、弊事務所ホームページ（<http://www.miyake.gr.jp/>）記載の「プライバシーポリシー」をご確認ください。

お問い合わせ先：東京 03-5288-1021（代表）（担当：内山・松原・堀口）